

農 振 法 の 概 要

農地の効率的利用を

図りましよう

◎農業振興地域制度は農業の振興を図るべき地域について、農業上の土地利用、その他農業振興に関する総合的な計画をたてて、これを推進するための制度です。

(優遇措置)

- ① 農業施策が農用地の区域を対象として集中的に実施されます。
- ② 農用地の区域内にある土地を農業委員会等のあつせんによつて譲渡したり又は、された農業者には税制上の優遇措置がとられます。
- ③ 農地開発を進めるために国有地(普通財産)の貸付等の活用を促進できます。
- ④ 生活環境施設の整備事業が、国の補助のもとに実施されます。
- ⑤ 農用地利用増進規定を設け、重要な農地法の特例が受けられます。

イ、利用権の設定については、農地法第三条(※印参照)の許可は不用になります。
ロ、貸付けられた農地について小作地所有制限は適用されません。
ハ、賃貸借期間は、期間が終る

と自動的に終了し、拒絶を通知する必要はありません。

◎皆さんの農地を保護するための制度です。今後の近代的農業を確立するための大きな要因となります。

- ① 請負耕作を認めたことは、兼業農家が全体の九十パーセントを占めている実態からむしろ農地の貸し借りを積極的に推進し一戸当りの耕作面積を拡大していきます。
- ② 農地の効率的利用優先の考えから遊休農地に対して、使用を勧告します。
- ③ 企業が仮登記したまま放置している農地にも遊休農地対策を適用し、半強制的に借り上げることになっています。

※農地法第三条(概略)
所有権の移転(売買、交換、贈与)

農業近代化資金は
偶数月の
20日が切です

住 民 検 診 日 程 表

午前 9 時 ~ 11 時		
月 日	部 落 名	場 所
9月17日	篠本二区	篠本二区公民館
20日	新井	新井農村協同館
21日	二又	二又青年館
22日	小田部	区長宅
24日	小川台	小川台青年館
27日	芝崎	西蓮寺
28日	橋場	橋場青年館
29日	宮内	農村協同館
30日	西高野・桑郷	西高野農村協同館
午後 1 時 ~ 3 時		
月 日	部 落 名	場 所
9月20日	篠本一区	篠本一区公民館
21日	篠本三区	篠本三区公民館
22日	宝米	明光院
24日	母子・町住	母子集会场
27日	台	台青年館
28日	傍示戸・富下・虫生	傍示戸青年館
28日	橋場	橋場青年館
29日	古屋	古屋公民館
30日	谷中	谷中集会所

自分の体です

住民検診

この検診は、結核予防法の規定により毎年一回必ず受診するよう義務づけられております。

皆さんが受診しやすいように、各部落にレントゲン車を配車しま

東陽病院から 先生紹介

ながい間ご迷惑をかけて居りました婦人科にこのほど先生が新任されました。また内科にも先生が一人増えさらに充実しました。どうぞご利用下さい。

〔内科医師〕

越田 勇 夫

・三十七年 千葉大、医学部卒

〔婦人科医師〕

許 子 礼

・三十六年 千葉大、医学部卒
・四一年 千葉大、大学院卒

